

使用料等審議会議案

日 時 令和7年2月18日(火)
19時00分～

場 所 芽室町役場2階 第7・8会議室

1 町長あいさつ

2 会長あいさつ

3 諮 問

4 議 案 審 議

(1)建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う手数料の改正(案)について資料1

5 その他

建築物省エネ法及び建築基準法改正に伴う手数料の改定(案)について

1 手数料改定の理由

芽室町は、平成7年4月1日より建築基準法第97条の2の規定による建築主事を置き、限定特定行政庁として一定規模の建築物について建築基準法及びその他関係法令に基づく審査業務等を行っています。

今回の手数料改定は、令和7年4月1日から『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(建築物省エネ法)』及び『建築基準法』が改正施行されることにより、限定特定行政庁として行う業務範囲(審査対象となる建築物の規模・審査内容)が変更になることから、対応する事務の手数料を改定しようとするものです。

2 審査区分の改正内容 ※芽室町審査分のみ

法改正により、現行の4号建築物(建築基準法第6条第1項第4号に該当する建物)については、特例として一部審査を省略することが可能でしたが、法改正により4号建築物が廃止され、特例が適用される建築物の範囲が縮小となりました。

これにより、4号建築物では審査対象外となっていた項目についても、建築物の規模によっては審査等が必要となります。

また、令和7年4月1日以降に新築・増改築に着手する建築物は、原則、省エネ基準への適合が義務付けられるため、省エネに関する審査業務が新たに追加されます。
※省エネ基準に適合しない場合は、着工や使用開始が出来ない場合があります。

	現行	改正後 令和7年4月1日～	
	旧4号建築物	新2号建築物	新3号建築物
対象となる建築物	(木造) ・階数が2階以下 ・延べ面積が500㎡以下 ・高さ13m以下/軒の高さ9m以下 (木造以外) ・平屋 ・延べ面積200㎡以下	(木造) ・階数が2階以下 ・延べ面積 200㎡超300㎡以下 ・高さ16m以下	・平屋 ・延べ面積200㎡以下
敷地関係規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
構造関係規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
防火避難規定	× 審査しない	○ 審査する	× 審査しない
設備その他 単体規定	△ 一部審査する	○ 審査する	△ 一部審査する
集団規定	○ 審査する	○ 審査する	○ 審査する
省エネ基準	—	○ 審査する	○ 審査する
審査対象地域	都市計画区域内	すべての区域	都市計画区域内
審査期間	7日以内	35日以内	7日以内

3 手数料の改定内容

手数料の金額については、国土交通省試算による認定審査に係る想定所要時間に、審査に関する人件費及び維持費等を勘案しており、北海道や近隣市町村と近似の金額になるよう設定しています。

【建築物の確認申請・完了検査等に係るもの】

手数料を徴収する事務	区分		改定後	現 行
建築物に関する確認申請	30㎡以内	特例なし	16,000	8,000
		特例あり	14,000	
	30㎡超100㎡以内	特例なし	25,000	13,000
		特例あり	21,000	
	100㎡超200㎡以内	特例なし	38,000	19,000
		特例あり	32,000	
	200㎡超500㎡以内 ----- 200㎡超300㎡以内		51,000	25,000
	500㎡超 ----- 300㎡超		82,000	41,000
	省エネ審査 (仕様基準加算)	戸建住宅	7,500	—
		共同住宅	30,000	—
建築設備に関する確認申請	1件につき		18,000	—
	計画の変更		12,000	—
工作物に関する確認申請	1件につき		17,000	13,000
	計画の変更		12,000	8,000
建築物に関する完了検査申請	30㎡以内	特例なし	20,000	13,000
		特例あり	15,000	
	30㎡超100㎡以内	特例なし	24,000	16,000
		特例あり	18,000	
	100㎡超200㎡以内	特例なし	32,000	20,000
		特例あり	22,000	
	200㎡超500㎡以内 ----- 200㎡超300㎡以内		42,000	26,000
	500㎡超 ----- 300㎡超		68,000	41,000
建築設備に関する完了検査申請	1件につき		18,000	—
工作物に関する完了検査申請	1件につき		14,000	12,000
仮使用認定申請	1件につき		130,000	—
道路内建築認定申請	1件につき		70,000	—

【省エネ性能の適合判定に係るもの】

手数料を徴収する事務	区分			改定後		現行
				200㎡以内	200㎡超300㎡以内	200㎡以内
建築物エネルギー消費性能適合性判定	住宅	戸建	標準入力法	200㎡以内	39,000	—
				200㎡超300㎡以内	43,600	—
		仕様・計算併用法	200㎡以内	29,300	—	
			200㎡超300㎡以内	32,400	—	
	共同住宅	標準入力法	300㎡以内	78,300	—	
			仕様・計算併用法	300㎡以内	58,100	—
	非住宅	工場 倉庫等 以外	標準入力法	300㎡以内	257,000	257,000
				300㎡超	—	322,000
			モデル建物法	300㎡以内	98,800	98,800
				300㎡超	—	125,000
工場倉庫等		300㎡以内	11,000	11,000		
		300㎡超	—	18,900		
建築物エネルギー消費性能適合性判定変更	住宅	戸建	標準入力法	200㎡以内	22,500	—
				200㎡超300㎡以内	24,800	—
		仕様・計算併用法	200㎡以内	17,700	—	
			200㎡超300㎡以内	19,200	—	
	共同住宅	標準入力法	300㎡以内	44,900	—	
			仕様・計算併用法	300㎡以内	34,800	—
	非住宅	工場 倉庫等 以外	標準入力法	300㎡以内	134,000	134,000
				300㎡超	—	170,000
			モデル建物法	300㎡以内	54,900	54,900
				300㎡超	—	72,200
		工場倉庫等		300㎡以内	11,000	11,000
				300㎡超	—	18,900

【省エネ性能の向上計画に係るもの】

手数料を徴収する事務	区分			改定後		現行		
				事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし	
				200㎡以内	200㎡超300㎡以内	200㎡以内	200㎡超300㎡以内	
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	住宅	戸建	①②以外	200㎡以内	7,000	40,400	7,000	40,400
				200㎡超300㎡以内	—	44,900	—	44,900
			①仕様・ 計算併用法	200㎡以内	7,000	30,600	—	—
				200㎡超300㎡以内	—	33,700	—	—
			②仕様基準	200㎡以内	7,000	21,600	7,000	21,600
				200㎡超300㎡以内	—	23,200	—	23,200
		共同住宅	①②以外	2戸以上4戸以内	12,200	79,700	12,200	79,700
				5戸以上	24,200	131,000	24,200	131,000
				住戸以外(共用部分等)	12,200	79,700	12,200	79,700
			①仕様・ 計算併用法	2戸以上4戸以内	12,200	59,400	—	—
				5戸以上	24,200	98,800	—	—
				住戸以外(共用部分等)	12,200	59,400	—	—
	②仕様基準	2戸以上4戸以内	12,200	39,200	12,200	39,200		
		5戸以上	24,200	66,500	24,200	66,500		
		住戸以外(共用部分等)	12,200	39,200	12,200	39,200		
	非住宅	標準入力法	300㎡以内	12,200	259,000	12,200	259,000	
			300㎡超	—	—	20,100	324,000	
		モデル建物法	300㎡以内	12,200	100,000	12,200	100,000	
300㎡超			—	—	20,100	126,000		

手数料を徴収する事務	区分		改定後		現行			
			事前審査あり	事前審査なし	事前審査あり	事前審査なし		
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請	工事着手予定時期及び完了予定時期のみの変更		—	1,000	—	1,000		
	戸建	①②以外	200㎡以内	7,000	23,800	7,000	23,800	
			200㎡超300㎡以内	—	26,000	—	26,000	
		①仕様・計算併用法	200㎡以内	7,000	19,000	—	—	
			200㎡超300㎡以内	—	20,600	—	—	
		②仕様基準	200㎡以内	7,000	14,000	7,000	14,000	
			200㎡超300㎡以内	—	14,800	—	14,800	
	住宅 共同住宅	①②以外	2戸以上4戸以内	12,200	46,000	12,200	46,000	
			5戸以上	24,200	78,100	24,200	78,100	
			住戸以外(共用部分等)	12,200	46,000	12,200	46,000	
		①仕様・計算併用法	2戸以上4戸以内	12,200	36,200	—	—	
			5戸以上	24,200	62,400	—	—	
			住戸以外(共用部分等)	12,200	36,200	—	—	
		②仕様基準	2戸以上4戸以内	12,200	25,400	12,200	25,400	
			5戸以上	24,200	45,100	24,200	45,100	
			住戸以外(共用部分等)	12,200	25,400	12,200	25,400	
		非住宅	標準入力法	300㎡以内	12,200	135,000	12,200	135,000
				300㎡超	—	—	20,100	172,000
			モデル建物法	300㎡以内	12,200	56,200	12,200	56,200
	300㎡超			—	—	20,100	73,600	

4 施行期日

令和7年4月1日

※ 参考 【法改正による項目等の削除をするもの】

手数料を徴収する事務	削除内容
低炭素建築物新築等計画認定申請	限定特定行政庁の審査範囲の見直しにより、 延べ面積300㎡超に係る部分のみ削除
低炭素建築物新築等計画変更認定申請	
建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する 法律第41条の廃止に伴い削除